平成２１年（フ）第２６８号
兵庫県宝塚市美座１丁目２番１―205号
債務者　橋本　育代
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２６９号
兵庫県宝塚市伊子志２丁目10番23号
債務者　馬殿　和明
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６０１号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番15―202号
債務者　鳩田喜美子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０２号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番15―202号
債務者　鳩田　　孝
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２５号
兵庫県西宮市老松町18番５―413号
債務者　藤原　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８９号
兵庫県美方郡新温泉町丹土278番地の１
債務者　田中　　真
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
兵庫県美方郡新温泉町丹土278番地の１
債務者　田中　亮子（旧姓西坂）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2178番地
債務者　奥本　泰彦
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１１４号
愛媛県宇和島市津島町柿之浦292番地１
債務者　山下　一夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１１５号
愛媛県宇和島市津島町柿之浦292番地１
債務者　山下　榮子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第７８７号
北九州市門司区清見４丁目３番３―201号
債務者　伊崎　和彦
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８４０号
北九州市戸畑区丸町３丁目３番13―304号
債務者　青木勇二郎
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８４１号
北九州市戸畑区丸町３丁目３番13―304号
債務者　青木　捷子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０号
福島県郡山市本町２丁目６番６号　サンクエトワール本町105号
債務者　鈴木　明子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
福島県郡山市富久山町久保田字伊賀河原136番地の４　ホワイトピア105号
債務者　山口　政次
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
福島県郡山市熱海町上伊豆島字小倉３番地
債務者　添田　朋弘
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
福島県郡山市熱海町上伊豆島字小倉３番地
債務者　添田　直美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１８２０号
名古屋市守山区四軒家１丁目710番地　紘仁病院
債務者　十文字清一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部